

千葉県報

定例
令和8年9月29日

主要目次

告示	一
救急病院の認定	一
土地改良区の解散	一
千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定	一
公安委員会告示	一
道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定	一
道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定	二
訓令	二
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令	二
公告	二
軽油引取税の特約業者の指定の取消し	二
土地改良区役員の退任及び就任	二
特定調達公告	三
入札公告	三
落札者等の公告（二件）	三

告示

示

千葉県告示第四百七十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。
令和八年九月二十九日

千葉県知事

熊谷

俊人

名称

所在地

認定の有効期限

独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院	千葉県中央区仁戸名町六八二番地	令和十一年九月二十五日
医療法人社団有相会 最成病院	千葉県花見川区柏井町八〇〇番地一	〃
医療法人社団幸有会	千葉市花見川区犢橋町七七番地	〃

有会記念病院	三		
社会医療法人社団健脳会 千葉脳神経外科病院	千葉県稲毛区長沼原町四〇八番地		〃
医療法人財団松圓会 東葛クリニック病院	松戸市樋野口八六五番地二		〃
社会医療法人社団新都市医療研究会君津会 玄々堂君津病院	君津市東坂田四丁目七番二〇号		〃
社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院	袖ヶ浦市長浦駅前五丁目二一番地		〃

千葉県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、夷隅郡大多喜町普通川土地改良区は解散した。

令和八年九月二十九日

千葉県知事

熊谷

俊人

千葉県告示第四百八十号

千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号）第四条の規定により、禁止地域等を次のように指定する。

なお、この告示は、令和八年十一月七日から施行する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事

熊谷

俊人

第七号によるもの

首都圏中央連絡自動車道のうち、大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ百メートル以内の区域で道路から展望できる区域

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者等教育を認定した。

令和8年9月29日

千葉県公安委員長

寺嶋

哲生

氏名又は名称及び住所並びに法	運転免許取得者等教育に使用する施設の	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等	認定年月日
----------------	--------------------	------------------	----------	-------

人にあつては、 その代表者の氏 名	名称及び所在地		教育の課 程の名称	
株式会社印西自 動車教習所 印西市大森2， 858番地 中嶋 稔	印西自動車学校 印西市大森2，85 8番地	運転免許取得者等 教育の認定に關する 規則（平成12 年国家公安委員会 規則第4号）第1 条第3号に掲げる 課程	高齢者講 習同等課 程	令和8年1 月22日

千葉県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、
次のとおり運転免許取得者等検査を認定した。

令和8年9月29日

千葉県公安委員会委員長

寺 嶋 哲 生

氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあつては、 その代表者の氏 名	運転免許取得者等検 査に使用する施設の 名称及び所在地	運転免許取得者等 検査の方法の区分	運転免許 取得者等 検査の方 法の名称	認定年月日
株式会社印西自 動車教習所 印西市大森2， 858番地 中嶋 稔	印西自動車学校 印西市大森2，85 8番地	運転免許取得者等 検査の認定に關する 規則（令和4年 国家公安委員会規 則第8号）第1条 第1号及び第2号 に掲げる方法	認知機能 検査同等 方法及び 運転技能 検査同等 方法	令和8年1 月22日

訓

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年九月二十九日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

千葉県訓令第十二号

本 庁

出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一児童家庭課の項第一号部長専決事項の欄中ロをホとし、イをニとし、ニの前に
次のように加える。

イ 第三十三条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者の登録に關すること。

ロ 第三十四条の二十五第三項の規定による勧告及び命令に關すること。

ハ 第三十四条の二十五第四項又は第五項の規定による登録の取消しに關すること。

別表第一児童家庭課の項第一号課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第三十四条の二十三の規定による届出に關すること。

別表第一児童家庭課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の施行に關する
こと。

ハニ。

イ 第三十六条の五

十一の規定による

登録の消除に關す

ること。

別表第一子育て支援課の項第三号中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

附 則

この訓令は、令和八年十月一日から施行する。

公

告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、
次の特約業者の指定を取り消した。

令和八年九月二十九日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

名	称	所 在 地	取 消 年 月 日
有限会社源太商店		夷隅郡御宿町浜三二八番	令和八年九月一日
取締役	式田芳宏	地	

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、袖ケ浦
市宮田土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和八年九月二十九日

千葉県知事

熊 谷

俊 人

一 退任理事 袖ヶ浦市下宮田一〇五番地 " 上宮田三五二番地 " " 二六三番地 " 下宮田三四番地三 " " 一三八番地 " 上宮田二八六番地 二 退任監事 袖ヶ浦市上宮田三四二番地 " 下宮田七六番地三 " 大竹八番地 三 就任理事 袖ヶ浦市下宮田一〇五番地 " 上宮田三五二番地 " " 三五一番地 " 下宮田三四番地三 " " 七六番地三 " 上宮田三七九番地 四 就任監事 袖ヶ浦市上宮田二六三番地 " 下宮田一三八番地 " 大竹五一〇番地		石川和利 川名義美 下村光範 花澤良行 山口貴一 古澤晃 下村光範 川名康夫 影山修		落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和8年9月29日 千葉県知事 熊谷 俊 人	
特 定 調 達 公 告		この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年9月29日 千葉県企業局長 横 正 尚 典 落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和8年9月29日 千葉県知事 熊 谷 俊 人			

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 三〇円

購読申込先 発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県 ○四三（二二三）二六五八